

なんたんしけんりようご せいねんこうけん
南丹市権利擁護・成年後見センター
のごあんない

としよ しょうがいのある方がかたす じぶん あんしん く
 お年寄りや障がいのある方が住みなれたまちで自分らしく安心して暮らしていくために、

せいねんこうけんせいど りよう てつだ
成年後見制度の利用をお手伝いします

しょうがい こ おや
障がいのある子の親なき
 しょうらい せいかつ しんばい
あとの将来の生活が心配



はんだんのうりよく ていか ひつよう
判断能力が低下したときに必要な
 しえん う そな
支援を受けられるように備えてお
きたい



ほうもんはんばいじん じたく
訪問販売員が自宅にきて、よく
 こうがく けいやく
わからないまま高額の契約を
 びす
結びそうになってしまった



かね かんり ねんきん う と
お金の管理や年金の受け取りなどが、
これからもひとりでできるか不安

ふあん ゆうしかくしゃ ちゅうしん
こんな不安を有資格者を中心に
 そうだんたいおう
相談対応いたします



でんわ
まずはお電話ください

0771-68-0023

うけつけじかん げつよう きんよう ごぜん し ごご し
受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後4時
 どうよう にちよう しゅくさいじつ ねんまつねんし のぞ
 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始は除く)

なんたんしけんりようご せいねんこうけん
南丹市権利擁護・成年後見センター

なんたんしふくしほけんぶ ふくしそだんかない
(南丹市福祉保健部 福祉相談課内)

〒622-8651

きょうとふなんたんしそのべちよう こせくらまち ほんち
京都府南丹市園部町小桜町47番地

なんたんしやくしほんちよう こうちようしゃ かい
(南丹市役所本庁4号庁舎1階)

Q1 成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいにより財産管理や契約を自分で行うことが難しくなる場合があります。そうなった時に法律的なことや、生活面に配慮しながら、本人の意思を尊重して本人の希望に沿った支援を行うための制度が成年後見制度です。成年後見制度には、すでに判断能力に不安がある人を対象とした法定後見制度と今は判断能力に問題はないが将来に備えたい人の任意後見制度があります。

Q2 法定後見制度とは？

判断能力が不十分な人の権利と財産を守るためにお金を管理したり、不利益な契約を取り消すなど、本人を法的に支援する人を、本人の判断能力に応じて「補助人」「保佐人」「成年後見人」の3つの類型から家庭裁判所が選ぶ制度です。法定後見人は家庭裁判所から与えられた、同意権(取消権)と代理権を使って支援します。

Q3 同意権(取消権)と代理権とは？

同意権は本人が重要な法律行為をおこなう際に、その内容が本人に不利益がないか検討して後見人等が同意する権限です。また、本人が後見人等の同意を得ずに行った重要な法律行為(日常生活に関する行為は除く)を無効なものとして取り消す権限が取消権です。代理権は本人に代わって、預貯金の払戻しや施設費、医療費の支払い、病院や施設への入退所手続きなどの契約ができる権限です。

Q4 任意後見制度とは？

十分な判断能力のあるうちに、判断能力が低下した時の備えを、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)と判断能力が低下したときに本人に代わってやってもらいたい内容を任意後見契約として決めておく契約による後見制度です。任意後見が必要になった時に家庭裁判所に任意後見監督人の申立てをして、任意後見人は任意後見監督人の監督のもと必要な支援を行います。

もっと詳しくお知りになりたい方は、南丹市権利擁護・成年後見センターにご相談ください

南丹市権利擁護・後見センター 電話 0771-68-0023

(南丹市福祉保健部 福祉相談課内)

月曜～金曜 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝祭日・年末年始は除く)